

# 鳥取縣公報

## 告示

◇鳥取縣告示第三百十八号

昭和二十五年五月鳥取縣木炭検査料納付手續規則第三條による證箋元売捌人を次のように指定した。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市東品治町一九番地の五地

鳥取縣販売農業協同組合連合会

東伯郡倉吉町明治町一、〇三二の一

東伯郡販売農業協同組合連合会

鳥取市東品治町二の一番地

鳥取縣森林組合連合会

鳥取市吉方二九七番地ノ一

鳥取縣林産燃料株式会社

昭和二十五年七月四日 火曜日  
第二千二百二十二号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第三百十九号

兒童福祉法第三十五條第二項の規定による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別 經營施設の長 施設の所在地 定員 認可

保育所 根雨 根雨 保育園 松田寛一郎 日野郡根雨 五〇名 昭和二十五年三月十一日

◇鳥取縣告示第三百二十号

狂犬病予防のため昭和二十五年七月十日から十月二十九日まで家畜傳染病予防法第十七條の規定により次の要領で野犬掃蕩を行う。

昭和二十五年七月四日

00681

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記  
一、鳥取縣職員である家畜防疫委員は野犬捕獲班を指揮し期間中管内を巡回し、徘徊し、する犬で畜犬鑑札並びに狂犬病予防接種済の証票をつけていないものを捕獲抑留する。

一、抑留した犬は家畜傳染病予防法施行規則第二十一條の規定による公示を市町村役場に掲示した上、二十四時間以内に所有者又は保管者から犬の返還の請求がな

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録 (ウ) 第二六号

昭和二十四年 十月十九日

下 本 組

鳥取縣西伯郡大高村大字 尾高一〇七〇ノ一

下 本 光 雄

◇鳥取縣告示第三百二十二号

鳥取縣立中央病院運営委員会規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

いときは、その犬を処分する。

◇鳥取縣告示第三百二十一号

建設業法第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月五日抹消した。  
昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條中「委員七名以内」を「委員八名以内」に改める。

◇鳥取縣告示第三百二十三号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定に、次の

00682

ように仮に建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市久米町三

森 谷 恭 子

一、建築物の位置 米子市久米町三

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 五八、五一平方米 突出する部分 三、三〇平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする  
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を際却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定め

たる事、を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第三百二十四号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 米子市角盤町四丁目一之三

林 田 台 治

一、指定の場所 米子市角盤町四丁目九十七、百、

百一、百二、九十八番地

一、建築線の延長 三七、七メートル

一、建築線間の距離 四、〇メートル

一、図 面 (省略)

◇鳥取縣告示第三百二十五号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 鳥取市瓦町二五

深 沢 満 利

一、指定の場所 鳥取市瓦町二三、二五番地

一、建築線の延長 三三、〇〇メートル

一、建築線間の距離 四、〇〇メートル

一、図 面 (省略)

◇鳥取縣告示第三百二十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字明治町

加 藤 榮

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字福音町

一、同 用途 店舗住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 三六、八三平方米

突出する部分 一五、〇〇平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする

こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第三百二十七号  
市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主 住所氏名 倉吉町大字住吉町二八の二

太 田 嘉 春

一、建築物の位置 倉吉町大字住吉町二八の二

一、同 用途 店舗住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 二五、二四平方米

突出する部分 二三、六七平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする

こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。